

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成16年4月1日

総長裁定制定

(総則)

第1条 国立大学法人京都大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第5条第2項の規定による教職員の職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び俸給月額を決定する場合の基準等については、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 給与規程第5条第1項の俸給表(以下「俸給表」という。)のうちいずれかの俸給表の適用を受ける者をいう。
- (2) 俸給月額 俸給表に定められている号俸又は俸給表に定められていない月額の俸給をいう。
- (3) 昇格 教職員の職務の級を同一の俸給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 降格 教職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 昇給期間 教職員の昇給に必要とされる給与規程第8条第1号本文又は第3号ただし書きに規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。
- (6) 経験年数 教職員が教職員として同種の職務に在職した年数(第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。)をいう。
- (7) 必要経験年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (8) 在級年数 教職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (9) 必要在級年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (10) 正規の試験 国立大学法人等職員統一採用試験(以下「統一試験」という。)をいう。

(級別標準職務表)

第3条 給与規程第5条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(級別資格基準表)

第4条 教職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる教職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の教職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合

は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験の結果に基づいて教職員となった者

(2) 前号に該当し、その後引き続いて国家公務員、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、地方公務員、公庫・公団等の職員(公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に掲げる法人に勤務する者及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)国立大学法人の職員(以下「国家公務員等」という。)となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて教職員となった者及び前号に準じて国家公務員等として勤務した後、引き続き教職員となった者

3 級別資格基準表(試験欄の区分の定めのあるものに限る。)の適用を受ける教職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については前項の規定にかかわらず同欄の「正規の試験」に対応する区分を適用することができる。

4 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

5 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における教職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の教職員の経歴のうち、教職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより教職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 教職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱の特例)

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱について

は、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の教職員の在級年数の取扱)

第9条 次の各号に掲げる教職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第11条第3項の規定の適用を受けた教職員及び第16条に該当し、同条の規定の適用を受けた教職員

部内の他の教職員との均衡を考慮してあらかじめ総長の承認を得て定める期間

(2) 第22条第1項又は第24条第1項に規定する異動をした教職員

部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ総長の承認を得て定める期間

(新たに教職員となった者の職務の級)

第10条 新たに教職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第11条第3項の規定の適用を受けた教職員又は第16条に規定する職に採用された者に前項を適用する場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、総長の定めるところにより、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに教職員となった者の俸給月額)

第11条 新たに教職員となった者の俸給月額は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第20条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第21条第1項第1号若しくは第2号の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する教職員の俸給月額については、前項の規定にかかわらず、第13条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の俸給月額を前項の規定による号俸より上位の俸給月額とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、国家公務員等から引き続いて教職員となった者の俸給月額は、新たに国家公務員等となった時から新たに教職員となった時の職務と同種の職種に引き続き在職したものとみなして、新たに国家公務員等となった時に新たに教職員となったものとした場合に受けることとなる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇格、昇給等の基準を適用した場合に、その者が新たに教職員となった日に受けることとなる俸給月額及び次期昇給予定時期の範囲内で決定する。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分

又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による俸給月額調整)

第13条 新たに教職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とすることができる。

- 2 初任給基準表の試験欄の正規の試験の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、大学卒の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の俸給月額)

第14条 新たに教職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の俸給月額は、第11条第1項の規定による号俸(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。)の号数に、当該経験年数の月数を18月(第1号又は第4号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数及び第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの当該各号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、12月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。ただし、その者の属する職務の級の1級上位の職務の級の最低の号俸を超える額の号俸(その者の初任給の号俸について初任給基準表に定めのある場合において、当該超える額の号俸中最下位の号俸の1号俸下位の号俸がその者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号俸(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合の同欄の号俸)の5号俸上位の号俸に達しないときは、当該5号俸上位の号俸を超える号俸)とすることはできない。

- (1) 第5条第2項第1号に掲げる者

その者の採用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される大学卒の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

- (2) 第5条第2項第2号に掲げる者

級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条第1項の規定の適用を受ける者等で総長が認めるところにより得られる経験年数)

- (3) 第5条第3項の規定の適用を受ける者

級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(基準号俸が職務の級の最低の号俸(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。第5号及び第26条第1項第1号において同じ。)以外の号俸である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあ

っては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数)

(4) 前3号又は次号に該当する者以外の者

初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号俸が職務の級の最低の号俸である者

級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに教職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における教職員の経験年数の取扱については、前2項に定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の俸給月額)

第15条 前2条の規定による号俸が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない教職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

(特殊な職務に採用する場合等の俸給月額)

第16条 次に掲げる場合において、俸給月額の決定について前2条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の教職員との均衡を考慮して、その者の俸給月額を決定することができる。

(1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教育・研究の職に採用しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合

(特定の教職員についての俸給月額に関する規定の適用除外)

第17条 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分(これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。)の適用を受ける教職員については第13条から前条までの規定は適用しない。ただし、第11条第3項の規定の適用を受けた教職員その他その採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ総長の承認を得て、その俸給月額を決定することができる。

(昇格)

第18条 教職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定めら

れているときは、そのいずれかを資格基準とする。

- 2 勤務成績が特に良好である教職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。
- 3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない教職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると総長が認めた場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、総長の承認を得て昇格させることができる。
(上位資格の取得等による昇格)

第19条 教職員が第5条第2項第1号に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の俸給月額)

第20条 教職員を別表第7の特定級表(以下「特定級表」という。)に定める職務の級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める俸給月額とする。

- (1) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が昇格した職務の級の最低の号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)に達しない号俸であるとき
昇格した職務の級の最低の号俸
 - (2) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が別表第8に定める特定号俸表(以下「特定号俸表」という。)に定める号俸に達しない号俸であるとき(前号に掲げる場合を除く。)
昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸。以下この条において「対応号俸」という。)の1号俸上位の号俸
 - (3) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が特定号俸表に定める号俸以上の号俸(職務の級の最高の号俸を除く。)であるとき 対応号俸の2号俸上位の号俸
 - (4) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額で昇格した職務の級の最高の号俸の2号俸下位の号俸を超えない額のものであるとき 対応号俸の2号俸上位の号俸
 - (5) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額で昇格した職務の級の最高の号俸の2号俸下位の号俸を超える額のものであるとき 総長が定めるところにより得られる俸給月額
- 2 教職員を特定級表に定める職務の級より下位の職務の級に昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める俸給月額とする。
 - (1) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が昇格した職務の級の最低の号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)に達しない号俸であるとき
昇格した職務の級の最低の号俸
 - (2) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が特定号俸表に定める号俸に達しない号俸

であるとき(前号に掲げる場合を除く。) 対応号俸

- (3) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が特定号俸表に定める号俸以上の号俸(職務の級の最高の号俸を除く。)であるとき 対応号俸の1号俸上位の号俸
 - (4) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額で昇格した職務の級の最高の号俸の1号俸下位の号俸を超えない額のものであるとき 対応号俸の1号俸上位の号俸
 - (5) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が職務の級の最高の号俸を超える俸給月額で昇格した職務の級の最高の号俸の1号俸下位の号俸を超える額のものであるとき 総長が定めるところにより得られる俸給月額
- 3 前2条の規定により教職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前2項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取扱うものとする。
 - 4 前条の規定により教職員を昇格させた場合において、前各項の規定によるその者の俸給月額が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前各項の規定にかかわらず、その者の俸給月額を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。
 - 5 降格した教職員のうち、次の各号に掲げる教職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第1項又は第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 降格後の俸給月額を当該降格の日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の俸給月額(同じ額の俸給月額がないときは、当該受けていた俸給月額の直近下位の額の俸給月額。次号において同じ。)に決定された教職員及び当該降格後の俸給月額から昇格させた場合における当該昇格後の俸給月額を考慮してこれに準ずるものとして総長が認める教職員(第3号に掲げる教職員を除く。)
第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸。以下この条において「対応号俸」という。)の1号俸上位の号俸」とあり、並びに同項第3号及び第4号中「対応号俸の2号俸上位の号俸」とあるのは「対応号俸」(当該降格後の俸給月額を特定号俸表に定める号俸より下位の号俸に決定された教職員が特定号俸表に定める号俸以上の俸給月額から昇格する場合にあつては、「対応号俸の1号俸上位の号俸」とするほか、当該降格後の俸給月額を特定号俸表に定める号俸以上の俸給月額に決定された場合に限り、第2項第3号及び第4号中「対応号俸の1号俸上位の号俸」とあるのは「対応号俸」とする。
 - (2) 降格後の俸給月額を当該降格の日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の俸給月額の直近下位の俸給月額に決定された教職員及び当該降格後の俸給月額から昇格させた場合における当該昇格後の俸給月額を考慮してこれに準ずるものとして総長が認める教職員(前号又は次号に掲げる教職員を除く。)
当該降格後の俸給月額を特定号俸表に定める号俸以上の俸給月額に決定された場合に限り、第1項第3号及び第4号中「対応号俸の2号俸上位の号俸」とあるのは、「対応号俸の1号俸上位の号俸」とする。
 - (3) 2級以上下位の職務の級へ降格した教職員
第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸。以下この条において「対応号俸」とい

う。)の1号俸上位の号俸」とあり、同項第3号及び第4号中「対応号俸の2号俸上位の号俸」とあり、並びに第2項第3号及び第4号中「対応号俸の1号俸上位の号俸」とあるのは、「総長の定めるところにより得られる号俸」とする。

(降格の場合の俸給月額)

第21条 教職員を降格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- (1) 降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸が降格した職務の級にあるとき 降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸
- (2) 降格した日の前日に受けていた俸給月額が降格した職務の級の最高の号俸に達せず、かつ、当該俸給月額と同じ額の号俸が降格した職務の級にないとき 降格した日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の額の号俸
- (3) 降格した日の前日に受けていた俸給月額が降格した職務の級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した職務の級の最高の号俸

2 教職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定による教職員の俸給月額が部内の他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ総長の承認を得て、その者の俸給月額を決定することができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第22条 教職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 勤務成績が特に良好である教職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした教職員の俸給月額)

第23条 前条第1項に規定する異動をした教職員の当該異動後の俸給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める俸給月額とする。

(1) 平成16年4月1日(国家公務員等として在職していた者については、国家公務員等となった日。以下「基準日」という。)以後新たに教職員となった者(次号及び第3号に掲げる者を除く。) 新たに教職員となった時(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得した時)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる俸給月額

(2) 基準日の前日から引き続き在職する教職員並びに基準日以後に新たに教職員となった者のうち、その俸給月額の決定について第11条第3項又は第16条の規定の適用を受けた者及び総長が別に定める者(次号に掲げるものを除く。) あらかじめ総長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場

合に異動の日に受けることとなる俸給月額

(3) 基準日以後に新たに教職員となった者のうち、総長が定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における俸給月額を総長の定めるところにより調整した場合に得られる俸給月額

2 前項の規定によるその者の俸給月額が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の俸給月額とすることができる。

3 第20条及び第21条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した教職員の俸給月額については適用しない。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 教職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第22条第2項の規定は、前項の規定により教職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(俸給表の適用を異にする異動をした教職員の俸給月額)

第25条 前条に規定する異動をした教職員の当該異動後の俸給月額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める俸給月額とする。

(1) 基準日以後新たに教職員となった者(次号に掲げる者を除く。) 新たに教職員となった時(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得した時)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる俸給月額

(2) 基準日以後に新たに教職員となった者のうち、その俸給月額の決定について第11条第3項又は第16条の規定の適用を受けた者 総長の定める基準に従い、前号の基準に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる俸給月額

2 前項の規定によるその者の俸給月額が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の俸給月額とすることができる。

(新たに教職員となった者の昇給期間の短縮)

第26条 新たに教職員となった者のうち次の各号に掲げる者については、その者の職員となった後の最初の昇給に係る昇給期間を当該各号に定める期間短縮することができる。

(1) 俸給月額の決定について初任給基準表の試験欄の「短大卒」の区分(総長が定めるこれに相当する区分を含む。)の適用を受けた者(第14条第1項第2号及び第5号に掲げる者並びに同項第3号に掲げる者で基準号俸が職務の級の最低の号俸であるものを除く。) 6月

(2) 学歴免許等の資格が特殊であること等により他の教職員との均衡上特に必要があると認められる者で総長が定めるもの 総長の定める期間

2 新たに教職員となった者のうち、第11条第3項又は第16条から第17条までの規定によりその俸給月額を決定された者で部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるものについては、総長の定めるところにより、その者の教職員となった後の最初の

昇給に係る昇給期間を総長の定める期間短縮することができる。

(昇格又は降格した教職員の昇給期間の短縮)

第27条 昇格し、又は降格した教職員(第22条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した教職員を除く。)のうち次の各号に掲げる教職員については、当該昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間を当該各号に定める期間短縮することができる。

- (1) 第20条第1項第1号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同号の規定により昇格した職務の級の最低の号俸に決定されることとなる号俸中最上位の号俸であるもの 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間(その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間)
- (2) 第20条第1項第2号若しくは第2項第2号又は第21条第1項第1号若しくは第2号の規定により昇格又は降格後の俸給月額を決定された教職員 昇格し、又は降格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間(その期間が昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間)
- (3) 第20条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員(その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が2以上ある場合のいずれかの号俸である職員を除く。) 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間(その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間)
- (4) 第20条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が当該各号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が2又は3ある場合の最上位の号俸であるもの 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間(その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間)
- (5) 第20条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が2ある場合(当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額が3以上ある場合を除く。)の下位の号俸であるもの 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間が6月を超える場合に限り、3月
- (6) 第20条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が3ある場合(当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額が4以上ある場合を除く。)の中位の号俸であるもの 3月(昇格した日の前日における号俸を受けていた期間が3月未満であるときは、その期間に相当する期間)
- (7) 第20条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しく

は第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額が4以上ある場合の最下位の号俸以外の号俸であるもの
総長の定める期間

(8) 第20条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項第4号若しくは第5号又は第21条第1項第3号若しくは同条第3項の規定により昇格又は降格後の俸給月額を決定された教職員 総長の定める期間

2 前条、前項、次条、第29条、第38条第1項、第41条又は第42条の規定により昇給期間を短縮されている教職員がその予定の昇給時期以前に昇格し、又は降格した場合における前項の規定の適用については、これらの規定により短縮されている期間と当該昇格又は降格の日の前日における俸給月額を受けていた期間を合算した期間をもって、当該昇格又は降格の日の前日における俸給月額を受けていた期間とする。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した教職員の昇給期間の短縮)

第28条 第22条第1項(次項に掲げる者を除く。)又は第24条第1項に規定する異動をした教職員については、第23条第1項第1号又は第2号若しくは第25条第1項の規定により異動後の俸給月額を受けることとなったとみなすことができる日から異動日の前日までの期間に相当する期間を当該異動後の最初の昇給に係る昇給期間から短縮することができる。

2 第22条第1項に規定する異動をした教職員で、異動後の俸給月額を第23条第1項第3号の規定により決定されたものについては、異動の日の前日における俸給月額を受けていた期間に相当する期間を当該異動後の最初の昇給に係る昇給期間から短縮することができる。

(その他の昇給期間の短縮)

第29条 第40条の規定により俸給月額を決定された教職員若しくはこれに準ずる教職員で部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるものについては、当該俸給月額の決定後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

(昇給についての勤務成績の証明)

第30条 給与規程第8条第1号又は次条の規定による昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

2 前項の場合において、現に受ける俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けるに至った時から次に定める事由以外の事由によって昇給期間の6分の1に相当する期間の日数を勤務していない教職員その他これに準ずると総長が認める教職員については、その勤務成績について証明が得られないものとして取り扱うものとする。

(1) 年次休暇

(2) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇

(3) 特別休暇

(4) 総合的な健康診査を受けるため勤務しないことの承認

(5) 妊娠中の通勤緩和措置のため勤務しないことの承認

(6) 妊娠中、出産後の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことの承認

(7) 妊娠中の休息、補食のため勤務しないことの承認

(8) 研究休職

(9) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病にかかる病気休職

(10) 生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇(連続する最初の2暦日に限る。)

(最高の号俸を超える昇給)

第31条 職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける教職員がその現に受ける俸給月額を受けるに至った時から給与規程第8条第3号ただし書に規定する期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級の最高の号俸の額とその1号俸下位の号俸との差額をその者の現に受ける俸給月額に加えた額に昇給させることができる。

(昇給の時期)

第32条 給与規程第8条第1号又は前条の規定による昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日とする。

(特別昇給定数内の特別昇給)

第33条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、給与規程第8条第1号若しくは第4号本文又は第31条の規定にかかわらず、次項の特別昇給定数の範囲内で、上位の号俸(同条の規定の例により得られる職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を含む。以下次条において同じ。)に昇給させることができる。

(1) 勤務評定記録書に記録されている教職員の勤務実績に係る評価が国立大学法人京都大学教職員の勤務評定に関する規程第13条第1項の規定により上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合

(2) 勤務評定を実施しないこととされている教職員の勤務成績がこれを判定するに足ると認められる事実に基づいて前号の場合に相当する勤務成績であると証明された場合

2 前項の規定による昇給に係る特別昇給定数は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)について、現員に100分の10を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で、総長が定める。

第34条 前条第1項第1号に該当する職員若しくはこれに準ずる教職員又は同項第2号に該当する教職員が相当の期間にわたり特に繁忙な業務に精励した場合、極めて特殊の知識、経験等に基づきこれらを直接必要とする困難な業務に精励した場合その他これに準ずると総長が認める事由に該当した場合において、当該教職員の職務に対する貢献が顕著であると認められるときは、給与規程第8条第1号若しくは第4号本文又は第31条の規定にかかわらず、次項の特別昇給定数の範囲内で上位の号俸に昇給させることができる。

2 前項の規定による昇給に係る特別昇給定数は、一の年度について現員に100分の5を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で、総長が定める。

(特別昇給の適用除外)

第35条 第33条第1項及び前条第1項の規定による昇給は、次に掲げる教職員については、行うことができない。

(1) 試用期間中の教職員及び育児休業に伴う任期付教職員

(2) 休職中の教職員

(3) 育児休業をしている教職員

(4) 懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない教職員

(5) 第37条に定める昇給の時期以前1年間において、勤務しなかった期間が30日を超える教職員

(研修、表彰等による特別昇給)

第36条 勤務成績の特に良好な教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、給与規程第8条第1号若しくは第4号本文又は第31条の規定にかかわらず、上位の号俸に昇給させることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合
 - (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績のあったことにより、又は職務のため顕著な功労のあったことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- (特別昇給の時期)

第37条 第33条第1項、第34条第1項又は前条の規定による昇給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 第33条第1項の規定による昇給 第32条に定める昇給の時期
- (2) 第34条第1項の規定による昇給 同項の規定による昇給の基礎となる事由に該当した日以後1年以内の第32条に定める昇給の時期
- (3) 前条第1号及び第2号の規定による昇給 成績が認定された日若しくは表彰若しくは顕彰を受けた日又はこれらの日から同日以後の直近の第32条に定める昇給の時期までの日

(特別昇給をした教職員の昇給期間の短縮)

第38条 第33条第1項、第34条第1項又は第36条第1号若しくは第2号の規定による昇給(以下この条において「特別昇給」という。)をした教職員については、当該特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間短縮することができる。

- (1) 特別昇給が第33条第1項又は第34条第1項の規定によるものである場合 当該特別昇給の直前の俸給月額を受けていた期間を超えない範囲内の期間
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該特別昇給の直前の俸給月額を受けていた期間を超えない範囲内で総長が定めた期間

2 第26条、第27条第1項、第28条、29条、前項、第41条又は第42条の規定により昇給期間を短縮されている教職員がその予定の昇給時期以前に特別昇給をした場合における前項の規定の適用については、これらの規定により短縮している期間と当該特別昇給の直前の俸給月額を受けていた期間を合算した期間をもって、当該特別昇給の直前の俸給月額を受けていた期間とする。

(特別の場合の特別昇給)

第39条 勤務成績の特に良好な教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に総長が必要と認めた場合には、給与規程第8条第1号若しくは第4号本文又は第31条の規定にかかわらず、上位の号俸に昇給させることができる。

(上位資格の取得等の場合の俸給月額の決定)

第40条 教職員が新たに教職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第20条第4項、第23条第2項又は第25条第2項の規定の適用を受ける場合を除く。)又はこれに準ずると総長が認める場合に該当するときは、その者の俸給月額を総長の定めるところにより上位の俸給月額に決定することができる。

(復職時等における俸給月額の調整等)

第41条 休職にされた教職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)又は復職等の日から1年以内の第32条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

(俸給の訂正)

第42条 教職員の俸給の決定に誤りがあり、総長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正(昇給期間の短縮を含む。)を将来に向かって行うことができる。

(従前の試験により採用された者の取扱)

第43条 平成16年4月1日前に国家公務員法の規定に基づいて告知された競争試験又は人事院がこれに準ずると認めた試験の結果に基づいて国家公務員等となった者から引き続き教職員となった者は、この細則の規定の適用については、正規の試験の結果に基づいて国家公務員等となった者から引き続き教職員となった者とみなす。

2 前項に規定する教職員に級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分を適用する場合は、それぞれ次の表に定めるところによる。

教 職 員	適用される「正規の試験」の区分
国家公務員採用Ⅰ種試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて教職員となった者	Ⅰ種
国家公務員採用Ⅱ種試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて教職員となった者	Ⅱ種
国家公務員採用Ⅲ種試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて教職員となった者	Ⅲ種

(雑則)

第44条 この細則に定めるもののほか、初任給、昇格、昇給等の基準に関する運用・解釈等については、総長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 国立大学法人の成立の際現に京都大学の教職員である者が国立大学法人京都大学の教職員となる際の俸給月額は、第11条第3項の規定に準じて決定するものとする。

3 平成15年度国家公務員採用Ⅱ種試験合格者で平成16年4月1日に国立大学法人京都大学の教職員に採用となる者の俸給月額は、当該試験の合格日に正規の試験に合格したものとみなして、この細則の規定に基づき決定するものとする。